

告 示

寄附行為第11条ホ号に基づいて選任された現理事（以下、「ホ号理事」という）の任期が来る7月19日をもって、同第15条に基づいて選任された現監事の任期が7月31日をもって、それぞれ満了する。

については、学校法人常翔学園役員選考手続規定（以下、「規定」という）第3条に基づき、「ホ号理事・監事候補者選考委員会（以下、「委員会」という）」を設置し、選考手続によりホ号理事および監事の改選に着手する。

以上、これを告示する。

記

1. 適任者の推薦

ホ号理事および監事候補者について、広く適任者の推薦を求める。

2. 受付期間

6月30日（土）から7月7日（土）まで〔日曜日は除く〕
10時から15時まで（郵送および宅配便の場合は期間内に必着のこと）

3. 受付場所

学校法人常翔学園法人室（以下「法人室」という）

4. 推薦の方法

- （1）推薦は、所定の推薦書によるものとし、推薦書1枚につき1名を推薦するものとする。
- （2）適任者には、2名以上の推薦者がなければならない。ただし、自らを推薦する場合は、この限りではない。
- （3）推薦書は、法人室、常翔学園校友会事務局、摂南大学校友会事務局および広島国際大学校友会事務局、常翔啓光学園高等学校同窓会啓聖会事務局に備え付けている。
- （4）推薦者は、複数の者を推薦することができるとともに、被推薦者となることができる。
- （5）推薦者は、被推薦者の同意を得るものとする。

5. 適任者の資格

ホ号理事および監事適任者となることができる者は、次のとおりとする。

- （1）私立学校法第38条第8項（ホ号理事）、第39条（監事）および学校教育法第9条の規定に定める事由に該当しない者
- （2）寄附行為第18条に定める事由に該当しない者

6. 推薦資格

理事、監事、評議員、職員および校友は、委員会にホ号理事および監事適任者を推薦することができる。ただし、職員は本告示日において、専任および特任の職員として1年以上在職した者とする。

7. 候補者の選考

- （1）ホ号理事および監事候補者の選考は、委員会において行う。
- （2）委員会は、ホ号理事および監事候補者を選考の上、名簿を作成して、理事会に提出しその承認を求める。
- （3）委員会の構成

委員長	久 禮 哲 郎	（理事長）	[規定第10条イ号]
委員	西 村 泰 志	（工大学長）	[規定第10条ハ号]
	八 木 紀一郎	（摂大学長）	[規定第10条ニ号]
	焼 廣 益 秀	（広国大学長）	[規定第10条ホ号]
	前 田 親 良		[規定第10条4項]
	近 江 勉		[規定第10条4項]

8. その他

その他定めのない事項、疑義が生じた事項については、委員会の定めるところによる。

以 上

2018年6月29日

ホ号理事・監事候補者選考委員会

委員長 久 禮 哲 郎